

万鳥取県公報

平成16年12月28日(火) **号外第**197号

每週火 金曜日発行

		目	次	
規	則	鳥取県税条例施行規則の一部を改正する	3規則(95)(税務課)	1
		規	則	

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山

鳥取県規則第95号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。 次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表(以下この条において「追加別表」という。)を加 える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条及び追加別表を除く。)を加える。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章及び第2章 略 第3章 目的税	第1章及び第2章 略 第3章 目的税
第1節及び第2節 略	第1節及び第2節 略
第 3 節 産業廃棄物処分場税(第59条 - 第71条) 附則	附則
(更正、決定等に関する通知書) 第58条 略	(更正、決定等に関する通知書) 第58条 略
第3節 産業廃棄物処分場税	
(用語) 第59条 この節において使用する用語の意義は、条例で 使用する用語の例による。	

(重量換算の要件)

第60条 条例第216条第**2**項の規則で定める要件は、産 業廃棄物の容量の計測が可能であることとする。

(重量の換算)

- 第61条 条例第216条第2項の規定による重量の換算は、 別表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類(種類ごとの容量を計測できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類)に応じ、それぞれ同表の右欄に定める換算係数を産業廃棄物の容量(立方メートルで表した容量をいう。)に乗じる方法により行うものとする。
- 2 前項の規定により換算して得た重量の単位は、トンとする。
- (産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者としての登録の 申請等)
- 第62条 条例第221条第**3**項の申請書は、第72号様式に よるものとする。
- **2** 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和46年厚生省令第35号)第10条の6又は第10条 の18に規定する許可証(以下「許可証」という。) の写し
 - (2) 最終処分場の見取図
- 3 第1項の申請書に記載しなければならない条例第 221条第3項第5号の知事が必要であると認める事項 は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 条例第213条第1項第4号に規定する許可(以下「許可」という。)に係る事業の種類並びに当該 許可の年月日及び許可番号
 - (2) 最終処分場の種類
- <u>4</u> 条例第221条第 **4** 項の証票は、第73号様式のとおり とする。
- 5 条例第221条第10項の申請書(以下「産業廃棄物処分場税特別徴収義務者登録変更申請書」という。)に記載しなければならない同条第3項第5号の知事が必要であると認める事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、第2号に掲げる事項は、産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者が法人である場合に限る。
- (1) 変更申請年月日
- (2) 産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者の代表者 の氏名
- (3) 登録番号
- (4) 変更に係る最終処分場の種類
- (5) 変更内容
- (6) 変更年月日
- (7) 変更理由
- 6 産業廃棄物処分場税特別徴収義務者登録変更申請書

には、産業廃棄物処分業等の許可に係る事項について 変更を生じた場合は、当該変更後の許可証の写しを添 付しなければならない。

(証票の再交付)

- 第63条 条例第221条第4項の証票の交付を受けた者は、 その証票を亡失し、又は損傷したときは、遅滞なく、 次に掲げる事項を記載した産業廃棄物処分場税特別徴 収義務者証票再交付申請書により知事に証票の再交付 を申請しなければならない。
 - (1) 再交付申請年月日
 - (2) 産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者の住所又 は所在地並びに氏名又は名称及び代表者の氏名
 - (3) 最終処分場の種類、所在地及び名称
 - (4) 亡失し、又は損傷した証票の番号、交付年月日 及び亡失し、又は損傷した年月日
 - (5) 亡失し、又は損傷した理由

(納入申告書)

第64条 条例第222条第1項の規則で定める納入申告書 は、第74号様式のとおりとする。

(徴収猶予に係る申請書)

第65条 条例第223条第2項の規則で定める申請書は、 第75号様式のとおりとする。

- (徴収不能額等の還付又は納入義務の免除に係る申請書) 第66条 条例第224条第2項の規則で定める申請書は、 第76号様式のとおりとする。
- (産業廃棄物処分場税の納税義務者としての登録の申請 書等)
- 第67条 条例第225条第2項の申請書は、第77号様式に よるものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなけれ ばならない。
 - (1) 許可証の写し
- (2) 最終処分場の見取図
- 3 第1項の申請書に記載しなければならない条例第 225条第2項第5号の知事が必要であると認める事項 は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 許可に係る事業の種類並びに当該許可の年月日 及び許可番号
 - (2) 最終処分場の種類
 - (3) 中間処理施設(許可を受けた者が当該許可に係 る業の用に供する施設又は海洋汚染及び海上災害の 防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第20条 第1項の規定による国土交通大臣の許可を受け、若 しくは同条第2項の規定による国土交通大臣への届

出をした者がこれらの許可若しくは届出に係る同法第3条第15号に規定する廃油処理事業の用に供する施設(鳥取県内に所在するものに限る。)のうち、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程の中途において産業処理廃棄物を処分するためのものをいう。)の種類並びに所在地及び名称

- 4 条例第225条第5項の申請書(以下「産業廃棄物処分場税納税義務者登録変更申請書」という。)に記載しなければならない同条第2項第5号の知事が必要であると認める事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、第2号に掲げる事項は、産業廃棄物処分場税の納税義務者が法人である場合に限る。
 - (1) 変更申請年月日
 - (2) 産業廃棄物処分場税の納税義務者の代表者の氏 名
 - (3) 登録番号
 - (4) 変更に係る最終処分場の種類
 - (5) 変更内容
 - (6) 変更年月日
 - (7) 変更理由
- 5 産業廃棄物処分場税納税義務者登録変更申請書には、 産業廃棄物処分業等の許可に係る事項について変更を 生じた場合は、当該変更後の許可証の写しを添付しな ければならない。
- (申告書及び修正申告書)
- 第68条 条例第226条第 1 項の規則で定める申告書は、 第78号様式のとおりとする。
- <u>2</u> 条例第227条第 **2** 項の規則で定める修正申告書の様式は、第79号様式のとおりとする。
- (更正及び決定に関する通知書)
- 第69条 条例第228条の規則で定める通知書は、第80号 様式のとおりとする。
- <u>(最終処分場において業として行う埋立処分の廃止等の</u> 届出)
- 第70条 産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者は、最終処分場において業として行う埋立処分(以下「埋立処分業」という。)を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の5日前までに次に掲げる事項を記載した最終処分場埋立処分業廃止届出書により知事に届け出なければならない。
 - (1) 届出年月日
 - (2) 産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者の住所又 は所在地並びに氏名又は名称及び代表者の氏名
 - (3) 登録番号
 - (4) 最終処分場の種類、所在地及び名称
 - (5) 廃止する年月日

(6) 廃止する理由

- 2 産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者が埋立処分業 を休止しようとするとき、又は産業廃棄物処分場税の 納税義務者が最終処分場を休止しようとするときは、 休止しようとする日の前日までに次に掲げる事項を記 載した最終処分場埋立処分業等休止届出書により知事 に届け出なければならない。
 - (1) 届出年月日
 - (2) 産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者又は納税 義務者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代 表者の氏名
 - (3) 登録番号
 - (4) 最終処分場の種類、所在地及び名称
 - (5) 休止予定期間
 - (6) 休止しようとする理由
- 3 産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者が休止した埋 立処分業を再開しようとするとき、又は産業廃棄物処 分場税の納税義務者が休止した最終処分場を再開しよ うとするときは、次に掲げる事項を記載した最終処分 場埋立処分業等再開届出書により知事に届け出なけれ ばならない。
 - (1) 届出年月日
 - (2) 産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者又は納税 義務者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代 表者の氏名
 - (3) 登録番号
 - (4) 最終処分場の種類、所在地及び名称
 - (5) 再開予定年月日

(帳簿等への記載事項等)

- 第71条 条例第230条第3号の知事が必要と認める事項 <u>は、次に掲げるとおりとする。</u>
 - (1) 年月日ごとの搬入された産業廃棄物の種類
 - (2) 前号の産業廃棄物を搬入した者の氏名及び住所 (法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)
 - (3) 第1号の産業廃棄物に係る廃棄物の処理及び清 掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の 3の規定により交付された産業廃棄物管理票の交付 番号

別表(第61条関係)

1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃プラスチック類	0.35
5	紙くず	0.30
6	木くず	0.55
†		

7 繊維くず	0.12
8 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製	1.00
造業において原料として使用した動物又は	
植物に係る固形状の不要物	
9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行	1.00
令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物	
処理法施行令」という。) 第2条第4号の	
2に掲げる産業廃棄物	
10 ゴムくず	0.52
11 金属くず	1.13
12 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁	1.00
器くず	
13 鉱さい	
13 4/2 6 1	1.93
14 工作物の新築、改築又は除却に伴って生	1.93
io sia con	
14 工作物の新築、改築又は除却に伴って生	
14 工作物の新築、改築又は除却に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類す	
14 工作物の新築、改築又は除却に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
14 工作物の新築、改築又は除却に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 15 動物のふん尿	1.48
14 工作物の新築、改築又は除却に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 15 動物のふん尿 16 動物の死体	1.48
14 工作物の新築、改築又は除却に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 15 動物のふん尿 16 動物の死体 17 廃棄物処理法施行令第2条第12号に掲げ	1.48

様式目次

1~11 略

12 産業廃棄物処分場税関係

第72号樣式 産業廃棄物処分場税特別徴収義務者登録申 請書

第73号様式 産業廃棄物処分場税特別徴収義務者の証

第74号樣式 産業廃棄物処分場稅納入申告書

第75号様式 産業廃棄物処分場税徴収猶予申請書

第76号様式 産業廃棄物処分場税徴収不能額等還付納入 義務免除申請書

第77号様式 産業廃棄物処分場税納税義務者登録申請書

第78号樣式 産業廃棄物処分場税納付申告書

第79号様式 産業廃棄物処分場税修正申告書

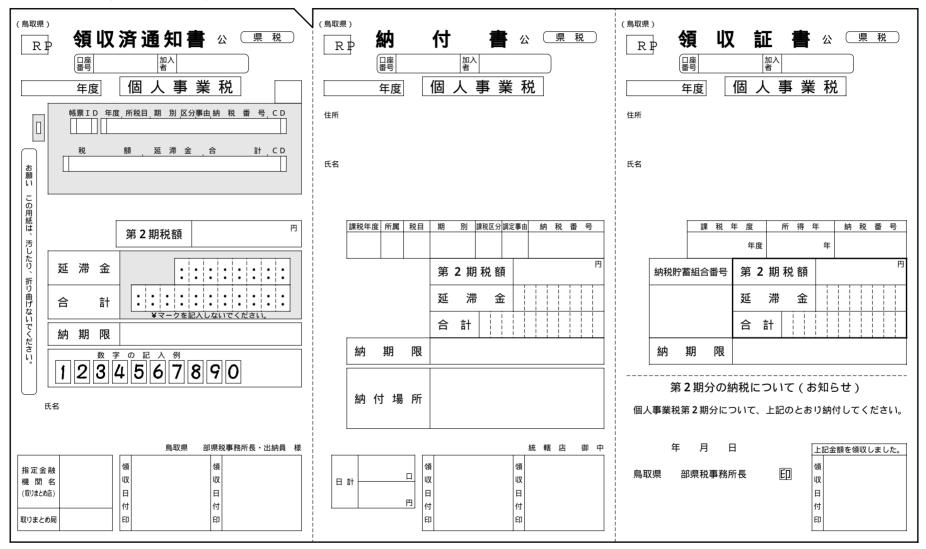
第80号様式 更正決定通知書(産業廃棄物処分場税・加 算金) 樣式目次

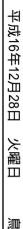
1~11 略

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式その1から第1号様式の3その1までを次のように改める。

第1号様式 その1(第2条の2関係)



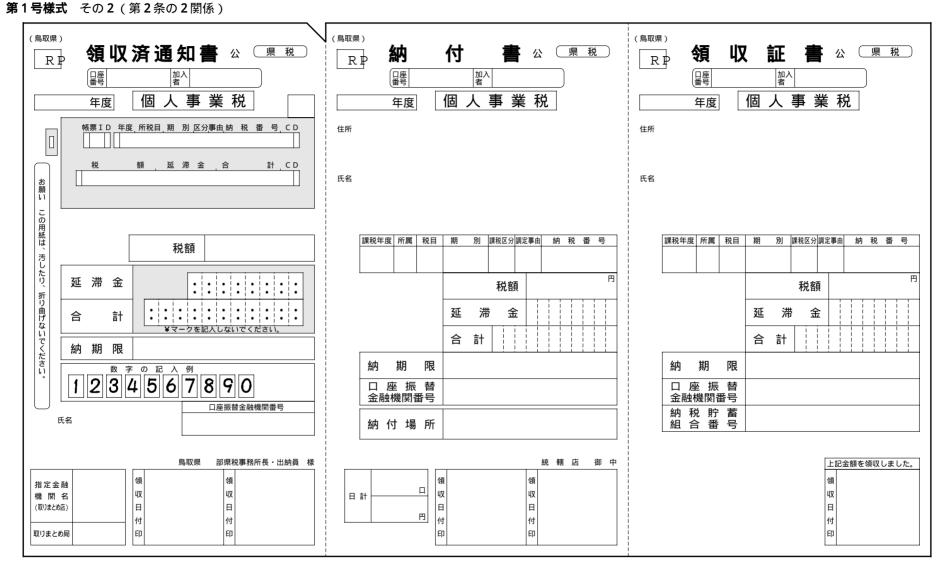


畏

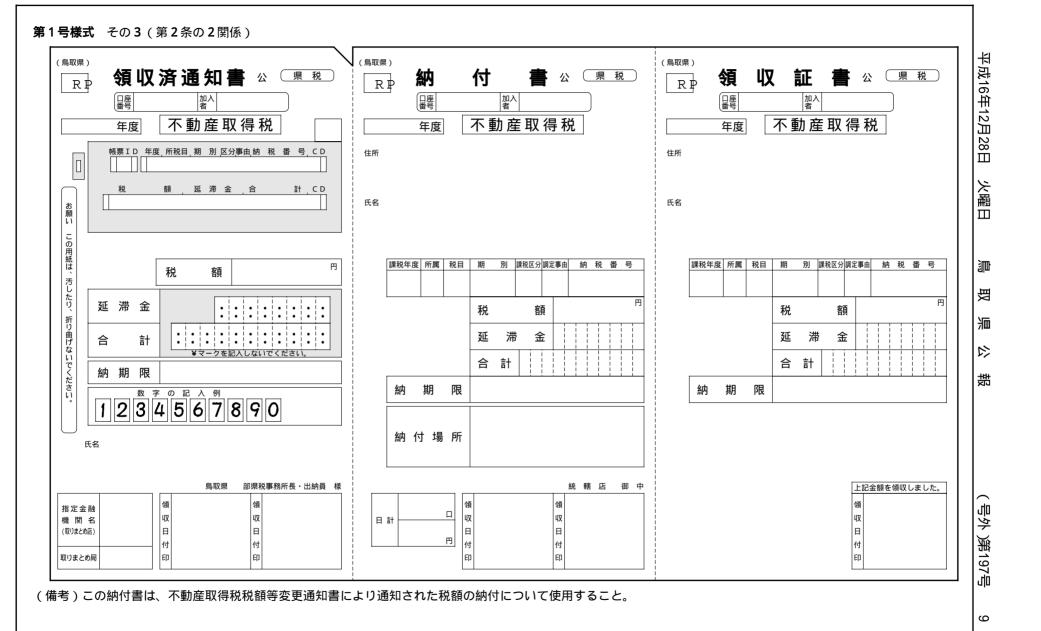
洏

₿

 ∞



(備考)この納付書は、口座振替の方法により納付する個人事業税について使用すること。



(備考)この納付書は、口座振替の方法により納付する自動車税について使用するこの	備考)この納付書は、	口座振替の方法によ	り納付する自動車税につ	いて使用するこ
---	------------	-----------	-------------	---------

¥マークを記入しないでください。

鳥取県 部県税事務所長・出納員様

領収日付印

(鳥取県)

住所

氏名

日計

C D

円

R₽

第1号様式 その4(第2条の2関係)

帳票ID

年度 自動車税

下記の字体に従って一延

記入してください。

01234

56789

氏名

指定金融

機関名 (取りまとめ店)

取りまとめ局

納税番号

🤇 お願い:この用紙は、汚したり、折り曲げないでください。

滞金

合

領収日付印

領収済通知書 ☆ □ □ 税

年度 所税目 期 別 区分 C D

´口座番号 │加 入 者 │ 登録番号 │ 納税番号

(鳥取県)

R₽

(SUR) 領収済通知書 公 (県税)	(鳥歌県) R 納 付 書 公 ^{県 税}	(鳥眼県) 領収証書 公県税
口座番号 加 入 者 登録番号 納税番号	口座番号 加 入 者 登録番号 納税番号	口座番号 加 入 者 登録番号 納税番
Name	住所	住所
	氏名	氏名
お願い: この用紙は、汚したり、折り曲げないでください。 年度 自動車税 税 円 額 下記の字体に従って 延記入してください。	納付場所 税額 延滞金 合計 納期 限	年度 税 額 自 動 車 税 延滞金 合 計 納 期 限
鳥取県 部県税事務所長・出納員 様 領 収 日 付 印 領 収 日 付 印 機 関 名 (歌)まとめ店)	新 轄 店 御 中 領 収 日 付 印 領 収 日 付 印	上記金額を領収 した。 領収日付

第1号様式 その5 (第2条の2関係)



	(表面)	:
□ 類 収 済 通 知 書 公 □	(鳥取県) R M 付(納入)書 公 県 税 年 月 日	(鳥取県) (鳥取県) (鳥取県) (鳥取県) (鳥取県) (鳥取県) (鳥取県) (鳥取県) (扇 取
「根票ID 年度 所税目 期 別 区分事由 納 税 番 号 CD	任所	住所 任名
数字の記入例 税 額(イ) 円 申告加算金(ロ) 円 申告加算金(ロ) 円 面がないでください。 常 金(ホ) 合 計(へ) (課稅年度 所属 税目 期 別 課稅区分 順定事由 納 税 番 号	課税年度 所属 税目 期 別 課税区分 順定事由 納 税 番 報 調定事由 税 額(イ) 法定納期限 年 月 日 延滞金が年14.6%となる日 年 月 日 登録番号 対プ(イ)+(ロ)+(八) 動付 (納入) 指定日 年 月 日 延 滞 金(ホ)
	会 計 (へ) 円 納 期 限 統轄店御中	会 (二) + (病) 計 (へ) 納 期 限 上記金額を領収しまし
指定金融 機関名 (取りまとめ后) 領収 日 付 取りまとめ局 印	田 計 日 計 切 切 切 日 付 日 付 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	領 収 日 付 印

(備考)この納付(納入)書は、更正、決定に係る県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割の納入に使用するほか、別に定める方法により納付又は納 入する場合に使用すること。

延滞金について

納期限後に県税を納められる場合は、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(次に掲げる税額のそれぞれの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合をもって、納期限の翌日から納められる日までの日数により計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を当該税額に加算して納めてください。

- (1) 申告して納入又は納付すべき税金に係るもの
 - ア 納期限後に申告納付又は申告納入する税額 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- イ 更正又は決定による不足税額 当該不足税額の納期限までの期間又はその納期限ま での翌日から1月を経過する日までの期間
- (2) 納税通知書により告知された税額に係るもの 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

平成16年12月28日

Ш

洏

公

第1号様式の2 その2(第2条の2関係) (第1片) (鳥取県) 領収済通知書 🗈 R₽ 年 月 税 帳票ID 年度 所税目 期 別 区分事由納 税 番 号 CD 住 所 氏 名 百十億千百十万千百十円 お 願 い 税 折り曲げないでください。この用紙は、汚したり、 延滞金 過少申告加算金 不 申 告加算金 重加算金 合 ¥マークを記入しないでください。 納期限 年 月 日 鳥取県 部県税事務所長・出納員 様 指定金融

機関名

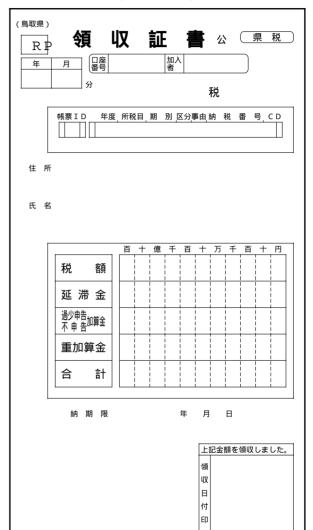
(取りまとめ店)

取りまとめ局

||日

| Ep

		(第 2 片)	
(鳥取県) R F	納付	(納入)書 公 课 :	税
住所			D
氏名			
	税 額	百十億千百十万千百十	円
	延滞金		
	過少申告加算金不申告加算金		
	重加算金		
	合 計		
L	納期限	年 月 日統轄店	御中
日計-	П	領 領 収 日 日 付 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	



(第3片表面)

(備考)この納付(納入)書は、ゴルフ場利用税及び軽油引取税を申告納入又は申告納付する場合に使用すること。

収

日

付

ED

公

Ш

(第3片裏面)

延滞金について

納期限後に県税を納められる場合は、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(次に掲げる税額のそれぞれの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合がの割合をもって、納期限の翌日から納められる日までの日数により計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を当該税額に加算して納めてください。

- 1 申告して納付又は納入すべき税金に係るもの
- ア 期限後に申告納付又は申告納入する税額 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- イ 更正又は決定による不足税額 当該不足税額の納付期限までの期間又はその納期 限の翌日から1月を経過する日までの期間
- 2 納税通知書により告知された税額に係るもの 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

払い込むべき場所

鳥取県指定金融機関

鳥取県指定代理金融機関

鳥取県収納代理金融機関

鳥取県、島根県、岡山県、広島県又は山口県の区域内 の郵便局

第1号様式の2 その3(第2条の2関係)

(第1片)

(第2片)

(第3片)

鳥取 F		糾	吋	(納	入]) i		: ,	公	\subset	県	税
	E 番号					加	λ	者					
(糾	対付者)												
			ı										
	課	脱年度		税	目	名			3	登録	霍	1	를
_		-											
所属	税目	期別(行為年	月)	課税区分	調定事由	H	_;	納	税	番	号	1 1
			<u> </u>	Ĺ,	L į	Li.			į	i_	į	į,	<u> </u>
税			額							-		1	1
延	•	带	金						İ				
過	少申台	告加 拿	章金						1			+	
不	申告	加貨	全						İ	+		+	
重	加		金						+	+	+	+	
<u>手</u> 合	ЛН	71	計	-					+	+		+	-
_			āl				_		<u>i</u>			i_	_ į
納	期	限					領						
課和	说事務	所					収						
							日付						
日		計一					即						

(鳥取県)	領	Į 4)	Z ž	斉	通	i 知	Πį		ŧ	公		県	税	\Box
口座番号						加	λ :	者						
(納付者)														
帳票ID課	税年度		税	目		名				登録	录音	¥ =	릉	
~ B 140	#0.Dul.			+0 1× 57	/\ *				/+	TM	207			
所属 税目	期別(名	行為年	月)	課税区	分訓	司定事由			納	税	番	号-		
税		額	į	H			Li		1	+	Ť	+		H
	 滞	金							+	+	+	+	-	-
									+	+		+	-	\dashv
過少申									+	+		+	+	_
不申告									-	+		+	-	
重加	算	金							-	+		-	-	
合		計							i	i			į	
納期	限						領							
課税事務	新						収							
指定金融機							日付							
(取りまとめ							印							
取りまとめ)同													

鳥取県) RP	領	Į	ŲУ	l	Í	ΙĒ	i		: 4	公		県	. 1	<u>党</u>
口座番号	+					加。	λ :	者						
(納付者))					1								
課	税年度		税	目		名			2	ž	1 1	E E	号	
所属 税目	期別(行為年	月)	課税区	分	調定事由			納	税	番	号	+	<u>.</u>
			Ĺ,	Li		<u>, į</u>				<u>.i</u>	+	ļ,	į	<u>.i</u>
税		額							1	<u> </u>	1	į		į_
延	滞	金							-	-		-		
過少申	告加算	金章										į		
不申告	加貨	金										į		
重加	算	金							i	-		i		
合		計								-		i		
納期	限						上	23	額	生領	ųχ l	ょ	l Ui	ا .
課税事務	3 6F						領							
水机争约	ולזנ						収日							
							付							
							印							

(備考)この納付(納入)書は、金融機関の窓口に配置して納付(納入)の用に供すること。

₿

撒

17

(裏面)

1 課税の根拠

個人の事業税は、地方税法第72条の2及び鳥取県税 条例第54条の規定により賦課されたものです。

2 延滞金等

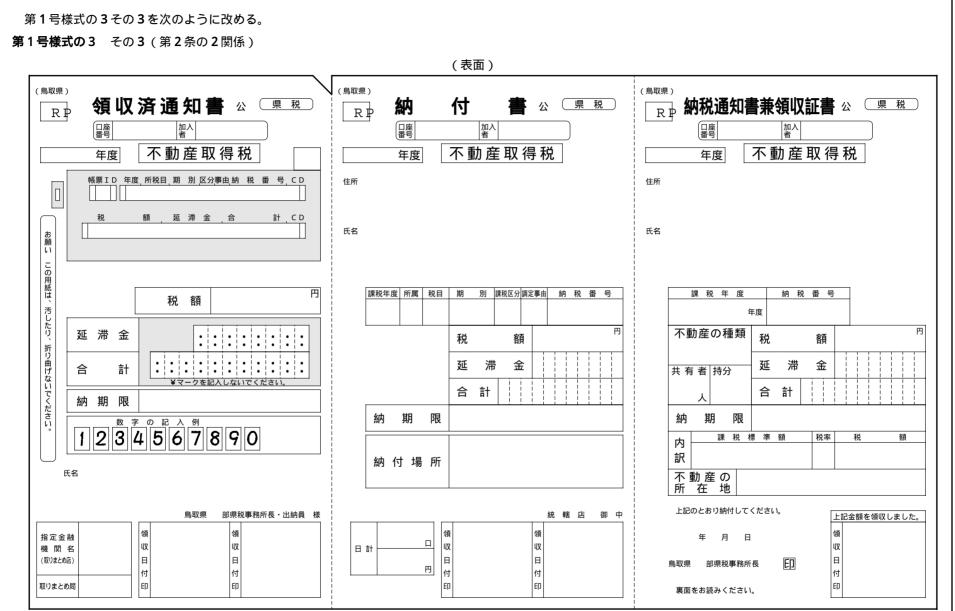
納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から 1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合で計算した額で徴収します。

また、納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

3 賦課に不服がある場合

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によって知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

19



公

(裏面)

課税の根拠

この県税は、地方税法第73条の2、鳥取県税条例第76条の規定により賦課されたものです。

延滞金

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合で計算した額で延滞金を徴収します。お知らせ

- 1 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によって知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
- 2 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

			(表面	Ī)		
(R) 領収済通知書 公 ^{県 税}	(鳥取県)	納	付	書:	公 県税	(鳥取県) 自動車税納税通知書兼領収証書 公 県税
口座番号 加 入 者 登録番号 納税番号	口座	番号加	入 者	登録番号	納税番号	口座番号 加 入 者 登録番号 納税番号
「	住所					住所
ЭЦ м3 7// EB -3 - 1// EM - С-0	氏名					氏名
お願い:この用紙は、汚したり、折り曲げないでください。 年度 自動車税 額 下記の字体に従って 延			年 度	税額延滞金	H)	年度 税 額 納稅貯蓄組合番号 延滞金
記入してください。 01234 合 56789 計 ¥マークを記入しないでください。	納	動車期	限	合計		会計 納期 限
氏名 鳥取県 部県税事務所長・出納員 様			AT UD		統轄店御中	上記金額を領収しまし 上記のとおり納付してください。
領 収 日 付 印 領 収 日 付 印 指定金融 機 関 名 (即)まとめ店)	日計	口 円	領収	日付印	領収日付印	集取県 部県税事務所長
取りまとめ局						

公

(裏面)

課税の根拠

この自動車税は、地方税法第145条並びに鳥取県税 条例第135条の規定により課せられたものです。

延滞金

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合で計算した額の延滞金を徴収します。お知らせ

- 1 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によって知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
- 2 納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることになります。

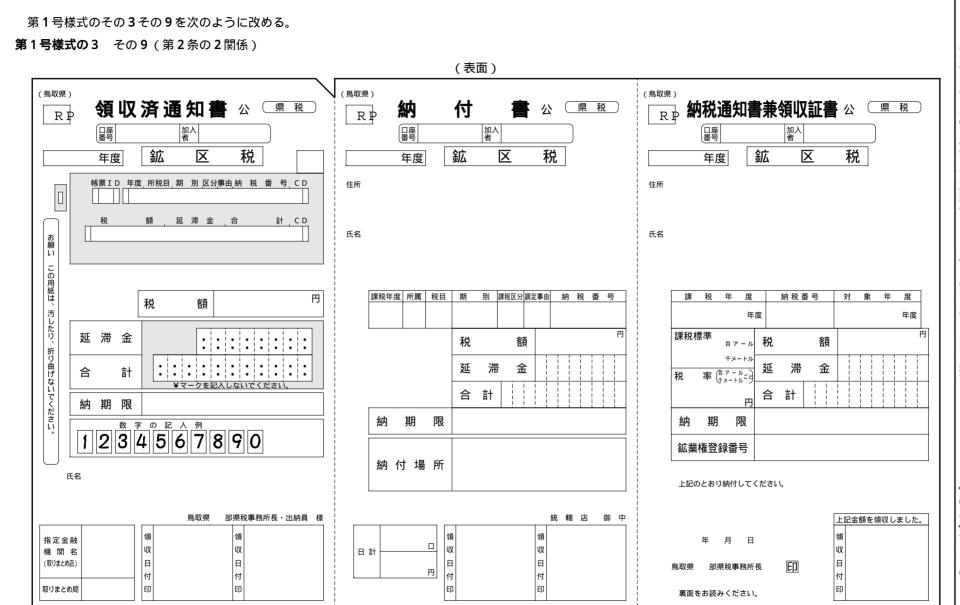
納付場所

鳥取県指定金融機関

鳥取県指定代理金融機関

鳥取県収納代理金融機関

鳥取県、島根県、岡山県、広島県又は山口県の区域内 の郵便局



(裏面)

課税の根拠

この県税は、地方税法第178条、鳥取県税条例第147 条の規定により賦課されたものです。

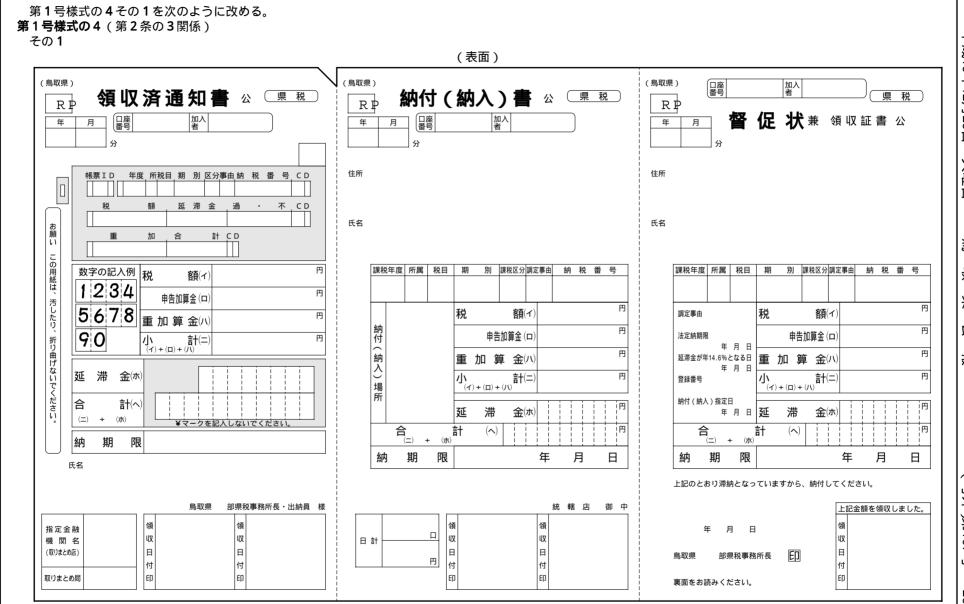
延滞金

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から 1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合で計算した額で延滞金を徴収します。

お知らせ

- 1 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によって知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
- 2 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

25



(裏面)

完納された後、この状が届いた場合は、行き違いです のであしからず御了解ください。

お知らせ

- 1 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- 2 この督促状について不服がある場合は、督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定によって知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
- 3 延滞金について

- (1) 申告して納付又は納入すべき税金に係るもの ア 納期限後に申告納付又は申告納入する税額 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
 - イ 更正又は決定による不足税額 当該不足税額の幼期限までの期間又はその幼期

当該不足税額の納期限までの期間又はその納期 限の翌日から1月を経過する日までの期間

(2) 納税通知書により告知された税額に係るもの 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

를 27

第5号様式の2その1を次のように改める。 第5号様式の2 その1(第5条の2関係) (表面) (鳥取県) (鳥取県) (鳥取県) 県 税 加入者 領収済通知書 ☆ 및 税 付 納 県 税 R₽ R₽ R₽ 税額等変更通知書兼領収証書 🗠 口座番号 口座番号 個 人 事 業 税 個 人 事 業 税 個 人 事 業 税 年度 年度 年度 帳票 ID 年度 所税目 期 別 区分事由納 税 番 号 CD 住所 住所 税 額 延滞金 合 計 CD 氏名 氏名 お願 課税年度 所属 税目 期 別 課税区分調定事由 納 税 番 号 課税年度 所 得 年 納税番号 円 税 額 年 年度 延滞金 税 税 額 納税貯蓄組合番号 延 滞 金 延 滞 金 合 計 ¥マークを記入しないでください。 合 計 合 計 納期限 課税標準額 年 税 額 内 区分 納 期 限 1234567890 (円) 第1期分第2期分随 時分 通知済の税額等 変更した税額等 差引額 納付場所 変更の理由 納期限 氏名 さきに通知した税額等を、上記のとおり変更 鳥取県 部県税事務所長・出納員 様 統轄店 御中 上記金額を領収しました。 しましたので納付してください。 指定金融 年 月 日 収 収 42 機関名 日計 日 日 (取りまとめ店) 日 日 日 鳥取県 部県税事務所長 円 付 付 付 ED 取りまとめ局 EΠ EΠ 裏面をお読みください。

(裏面)

1 課税の根拠

個人の事業税は、地方税法第72条の2及び鳥取県税 条例第54条の規定により賦課されたものです。

2 延滞金等

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合で計算した額で徴収します。

また、納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

3 賦課に不服がある場合

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この税額等変更通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によって知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第19号様式の4を次のように改める。

第19**号様式の4** (第22条、第23条関係)

(第1片)

R₽		į	<u> </u>	込		書					
第	号				年度歳入						
一 般 会 計											
金	額	千万	百万	十万	万	千	百	+	円		
ただし	ただし、県税及び県税外収入										
	領収済	通知書		枚				円			
	内	. }	∃ ⊟	納付分	村			円门			
	ן ניי	J	∃ ⊟	納付分	村			円			
	- □	J	∃ ⊟	納付分	村			円			
	訳	. ;	∃ ⊟	納付分	村			円」			
	領収済	報告書		枚				円			
	内「	. }	∃ ⊟	納付分	村			円门			
	13	ļ	∃ E	納付分	*			円			
	±⊓	Į.	∃ E]納付分	*			円			
	訳	. ,	∃ E	納付分	₹			円」			
上記録	金額を払	い込みる	ます。								
	年	月 日	∃								
						建店 名	卸中	領収Ⅰ	日付印		
É	島取県	<u> </u>	部県税事	致阮	积亿平	5/白 1	叫十				
5		-									
		とといい マリカ はいまり はいない という はいない はいない はいない はいない といっぱい はい	-	氏	全	3					

(第2片)

R₽		令	頁	ЧΣ	証	書				
第 号						1	年度歳入			
	•	=	_	般	会	計				
金	額	千万	百万	十万	万	千	百	+	円	
ただし、	県税	及び県和	· 兑外収 <i>)</i>	\		枚				
<u>領</u>	収済	通知書		枚				円		
	内「	F	∃ E	1納付分	木 :	文		円门		
	נא	F	∃ E	日納付分	木 :			円		
	10	F	∃ E	日納付分	木 :			円		
	訳	F	∃ E	1納付分	木			円」		
<u>領</u>	収済	報告書		枚				円		
	内「	F	1	目納付分	木 :			円门		
	רט	F	1	1納付分	木	文		円		
	±n	F	1 E	1納付分	村	攵		円		
	訳	F] E	日納付分	†			円」		
上記金額	を領し	収しまし	ノた。							
年	. ,	月日	3							
								領収Ⅰ	3付6	
鳥取	県	台	8県税事	事務所						
鳥取県出納員(分任出納員)										
	鳥取り	県事務す	き 員	氏	ź	3	様			

第50号様式を次のように改める。 **第**50**号様式**(第35条関係) 平成16年12月28日 (鳥取県) (鳥取県) (鳥取県) 領収済通知書 収 払 込 県 税 領 証 県 税 県 税 RΡ R₽ R₽ 口座番号 加入者 年度 年度 年度 年 月 月 年 月 年 個人県民税 人県民税 年度 所 税目 期 別 区分 事由 納 税 番 号 年度 所 税目 期 別 区分 事由 納 税 番 号 帳票 I D 年度 所 税目 期 別 区分事由 納 税 番 号 C D **火**羅 Ш 住 所 住 所 住 所 氏 名 氏 名 氏 名 僴 畏 百十億千百十万千百十円 百十億千百十万千百十円 百十億千百十万千百十円 洏 税 税 延 滞 金 延 滞 延 滞 金 公 過少申告加算金不 申 告加算金 過少申告加算金不申告加算金 過少申告加算金不申告 重加算金 重加算金 重加算金 合 計 計 計 合 ¥マークを記入しないでください。 ¥マークを記入しないでください。 ¥マークを記入しないでください。 納期限 年 月 日 年 月 日 納期限 年 月 日 納期限 鳥取県 部県税事務所長・出納員 様 統轄店 御中 上記の金額を領収しました。 号外)第197号 缩 ኅ 指定金融 収 収 収 機関名 日計 旧 (取りまとめ店) 日 日 旧 円 付 付 ED 印 | Ep EП 取りまとめ局

<u>3</u>

	軍
	與
	洏
	ឋ
	费
	(.
	〔号外
	·)第

	(表面)	
^{鳥取県)} 領収済通知書 公 ^{県 税}	(鳥取県) 納付(納入)書 公 県 税	(鳥取県) R P 更正・決定・加算金決定通知書兼領収証書 公 年 月 留客 習べ
(根票ID 年度,所税目,期 別,区分事由,納 税 番 号, CD	氏名	氏名
数字の記入例 税 額(イ) 円 1 2 3 4 申告加算金(ロ) 円 1 5 6 7 8 車 加 算 金(ハ) 円 円 円 円 円 円 円 円 円	課税年度 所属 税目 期 別 課税区分調定事由 納 税 番 号 税 客頂(イ) 中告加算金(ロ)	課税年度 所属 税目 期 別 課税区分調定事由 納 税 番
打	重加算金(ハ) 小(イ) + (ロ) + (ハ) (本) 「(本) 「(本) 「(エ) + (ル)	課税標準 () 重 加 算 金(ハ)
納期限 氏名	納期限	申告書提出年月日 指定納期限 上記のとおり地方税法 第 条第 項の 規定により決定しましたので通知しますから納
鳥取県 部県税事務所長・出納員 様 指定金融 領 収 収 収 日 付 付 付 印 印 日 日 日 日 日 日 日 日	統轄店 御中 日 計 ロ 切 切 切 日 付 付 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	付(納入)書により納付してください。

第61号様式を次のように改める。

(裏面)

1 延滞金

不足税額については、 年 月 日から納付の日までの期間に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が10の割合で計算した金額

2 お知らせ

この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によって知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第71号様式の次に次の9様式を加える。

第72号様式(第62条関係)

産業廃棄物処分場税特別徴収義務者登録申請書

職 氏 名 様

第221条第**1**項 の規定 第221条第**2**項 産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者として登録を受けたいので、鳥取県税条例 により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 住 所 申請者 氏 名

(FI)

法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 電話番号

	事	業の種類				
産業廃棄物 処分業等	許	可の年月日	年	月	日	
	許	可 番 号				
	種	類				
	所	在 地		(電話番号)	
最終処分場	名	称				
	規	埋立可能面積				m²
	模	埋立可能容積				m^3
事業開	始	年月日	年	月	日	

注 この申請書は、最終処分場ごとに作成すること。

- 添付書類
 - 1 産業廃棄物処分業等の許可証の写し
 - 2 最終処分場の見取図

第 号

産業廃棄物処分場税特別徴収義務者の証

鳥 取 県

備考

- 1 アルミ製とする。
- 2 縦90ミリメートル、横145ミリメートルとする。
- 3 地色は青とし、文字の色は白とする。

							(表	面)	1				
受	付	ЕР					処理事項	λ;	力確認	精査検算	納利	说番号	調定事
				(納入申	l告書 目分まで) 			
職	年	月名	日様	特別徴収義務者	は お は	人、病 人、表 種 所 名 あた 所 あ 称 の	っる在 つ及氏 正て事地 でび名 こ	名)		(電	括		(1)
į	課税標≌	事となる			記入		率	名		税		額	×
		期		トン 限		1,000F	"	自		月			

- 注1 印の欄は、記載しないこと。
- 2 「課税標準となる重量」欄には、裏面の「課税標準となる重量」欄の数値を記載すること。

(裏面)

課税標準となる重量に関する明細										
	産業廃棄物の重量 の計測が困難でな いもの	産業廃棄物の重量の計測	重量の合計							
産業廃棄物の種類	重 量 (トン)	容 量 (m³) 換算係数 (イ) (ウ)	換算して得た 重量(トン) (エ) = (イ) x (ウ)	(トン) (ア)+(エ)						
				Am sv litake						
合 計				課税標準となる重量						
備 考										

- 注 1 「産業廃棄物の種類」欄には、鳥取県税条例施行規則別表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類を記載す ること。
 - 2 「換算係数」欄には、鳥取県税条例施行規則別表の右欄に定める換算係数を記載すること。

第75号様式(第65条関係)

(表面)

産業廃棄物処分場税徴収猶予申請書

(年 月分から 年 月分まで)

職 氏 名 樣

徴収の猶予を受けたいので、鳥取県税条例第223条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

(1)

法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

最级	種		類							
終処分	所	在	地							
場	名		称							
	収の 要とす									
受Ⅰ	ナ取る	ること	ニが	産業廃棄	物の埋立タ	処分に係る料	金		円	
でき	きなか	ったヨ	金額	産業廃	棄物処	1 分場税	額		円	
申	告	税	額						円	
納	ļ	胡	限				年	月	日	
徴山	又の猫	i予をi	受け		年	月	日			円
よう	うとす	る税額	額及		年	月	日			円
び約	内入予	为 入予定年。			合	計				円
備			考				1			

注 「徴収の猶予を受けようとする税額及び納入予定年月日」欄の記載に当たっては、納入予定年月日が異 なる場合は、それぞれの年月日ごとの税額を記載すること。この場合において、それぞれの税額の合計額 は、「受け取ることができなかった金額」欄の産業廃棄物処分場税額以下の額とすること。

添付書類

徴収の猶予を必要とする理由を証明する書類

(裏面)

受け取ることができなかった産業廃棄物処分場税 のうち徴収の猶予を受けようとするものの明細 月分から 年 月分まで) 産業廃棄物を最終処分場に搬入した者 徴収の猶予を受けよ 受け取ることができ 受け取ることができ うとする産業廃棄物 なかった産業廃棄物 なかった産業廃棄物 所 氏 処分場税額に対応す の埋立処分に係る料 の埋立処分に係る料 ∫ 法人にあっては、主 │ | 法人にあっ | る課税標準となる重 金の回収予定年月日 たる事務所の所在地 ては、名称 トン 年 月 円 日 トン 円 年 月 日 トン 年 月 日 トン 円 年 月 日 トン 円 年 月 \Box トン 円 年 月 日 トン 円 年 月 日 トン 円 年 月 \Box トン 円 年 月 日 トン 円 年 月 日 トン 円 年 月 日 トン 円 年 月 日 トン 円 月 日 年 月 日 トン 円 計 トン 円 徴収の猶予を受けようとする税額(x1,000円) 円

注 重量の計測が困難な産業廃棄物にあっては、鳥取県税条例施行規則別表の右欄に定める換算係数を当該 産業廃棄物の容量に乗じて得た数値を「徴収の猶予を受けようとする産業廃棄物処分場税額に対応する課 税標準となる重量」欄に記載すること。

第76号様式(第66条関係)

付 産業廃棄物処分場税徴収不能額等 申請書 納入義務免除

名 様 職氏

還付(納入義務の免除)を受けたいので、鳥取県税条例第224条第1項の規定により、次のとおり申請し ます。

> 郵便番号 住 所 申請者 氏 名

(1)

法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 電話番号

種 類 最 終 所 在 地 処分場 名 称 課税標準となる産業廃棄物の重量の 還付(納入義務の免除)を トン 円 受けようとする額の総額 総量 月分から 月分から 年 月分から $\overline{\mathsf{X}}$ 分 年 年 年 月分まで 月分まで 月分まで 還付又は納入義務の免除の別 産業廃 産業廃棄物の埋立処分に係る 棄物の 料金 円 円 円 埋立処 分に係 のうち既に受け取った金額 円 円 円 る料金 のうち受け取ることができ 及び産 なくなった金額 円 円 円 業廃棄 に対応する課税標準となる 物処分 トン トン 産業廃棄物の重量 トン 場税の 納入すべき産業廃棄物処分場 全部又 円 円 円 税額 ×1,000円 は一部 のうち既に受け取った産業 を受け 廃棄物処分場税額 円 円 円 取るこ のうち受け取ることができ とがで なかった金額 円 円 円 きなく 産業廃棄物を搬入した者の住 なった 所及び氏名(法人にあっては、 場合 主たる事務所の所在地、名称 及び代表者の氏名) 徴収し 徴収した産業廃棄物処分場税 た産業 円 円 円 額 廃棄物 のうち既に納入した産業廃 処分場 棄物処分場税額 円 円 円 税を失 のうち失った産業廃棄物処 った場 分場税額 円 円 円 還付(納入義務の免除)を必要とする 理由 その他参考となる事由

注 重量の計測が困難な産業廃棄物にあっては、鳥取県税条例施行規則別表の右欄に定める換算係数を当該産業廃 棄物の容量に乗じて得た重量を「 に対応する課税標準となる産業廃棄物の重量 」欄に記載すること。 添付書類

還付(納入義務の免除)を必要とする理由を証明する書類

第77号様式(第67条関係)

(表面) 産業廃棄物処分場税納税義務者登録申請書

職 氏 名 様

産業廃棄物処分場税の納税義務者として登録を受けたいので、鳥取県税条例第225条第1項の規定により、 次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 住 所 申請者 氏 名

(A)

法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 電話番号

	事	業の	種	類		
産業廃棄物 処分業等	許	可の台	∓ 月	日	年 月 日	
	許	可	番	号		
	種			類		
	所	在		地	(電話番号)	
最終処分場	名			称		
	規	埋立豆	丁能面	面積		m²
	模	埋立豆	丁能容	字積		m³
	種			類		
中間	所	在		地	(電話番号)	
	名			称		
自己搬入	の	開始年	₹ 月	日	年 月 日	

- 注1 この申請書は、最終処分場ごとに作成すること。
 - 2 中間処理施設が複数ある場合は、裏面に記載すること。

添付書類

- 1 産業廃棄物処分業等の許可証の写し
- 2 最終処分場の見取図

(裏 面)

中間	種		類	
中間	所	在	地	(電話番号)
(その)	名		称	
	種		類	
中間	所	在	地	(電話番号)
足 埕 旭 設 (その)	名		称	
	種		類	
中間	所	在	地	(電話番号)
処理施設(その)	名		称	
	種		類	
中間	所	在	地	(電話番号)
処理施設(その)	名		称	
	種		類	
中間	所	在	地	(電話番号)
処理施設(その)	名		称	
	種		類	
中間	所	在	地	(電話番号)
処理施設(その)	名		称	
	種		類	
中間	所	在	地	(電話番号)
処理施設(その)	名		称	
	種		類	
中間	所	在	地	(電話番号)
処理施設(その)	名		称	

						(表	面)			
受	付	ЕП				処理事項	入力確認	精查検算	納税番号	調定事由
				(易税 納付申 年 <u>.</u>			
				納税	住 (法人にあ は、主た 務所の所 氏 (法人にあ	:る事 f在地 名		(電話		
職	氏	名	日 名 様	義	は、名称 代表者の	及び	i			(1)
					終 処 所 分 場 名	在 地				
					記入した者	の氏名	i			
	課税標準	≛となる	る重量		税	率		税 	額	×
				トン	1,000	円				ſ

- 注1 印の欄は、記載しないこと。
- 2 「課税標準となる重量」欄には、裏面の「課税標準となる重量」欄の数値を記載すること。

(裏 面)

課税標準となる重量に関する明細											
	← ~ ₹₹₩₹	産業廃棄物の重量 の計測が困難でな いもの			業廃棄物の	重量の計測	が困難なもの	重量の合計			
産業廃棄物	J(C)種類	重	量 (トン) 容	量(m³)	換算係数	換算して得た 重量(トン) (エ)=(イ) x (ウ)	(トン)			
								課税標準となる重量			
合	計							# 100 M			
備	考										

- 注 1 「産業廃棄物の種類」欄には、鳥取県税条例施行規則別表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類を記載す ること。
 - 2 「換算係数」欄には、鳥取県税条例施行規則別表の右欄に定める換算係数を記載すること。

受	付	ЕD						λ	力 確 認	精	査 検 算	納税番号	調定事
						₩₩₩	夕 耳 耳	真	税 修正	5.4. .			
				(年				
				納	la	告人に は、主: 8所の)	たる	事			(電話		
職(年	月	日	税	lā	t人に は、名 t t 表者(称及7	び					®
				務	最終	種		類					
				者	処分場	所 名	在	地					
						した	者の[
	X		分		課	税 標:	準 と	なる	重量	税	率	 税	額 ×
修	Œ	申	告	(A)					トン	1,0	00円		Р
当	初	申	告	(B)					トン	1,0	00円		P
修正明	申告書に、		すべき (A)-										P
納	付	年	月	日					年	F		日	

- 注1 印の欄は、記載しないこと。
 - 2 「課税標準となる重量」欄には、裏面の「課税標準となる重量」欄の数値を記載すること。

(裏面)

課税標準となる重量に関する明細											
	産業廃棄物の重量 の計測が困難でな いもの	産業廃棄物の重	 重量の計測が困難なもの	重量の合計							
産業廃棄物の種類	重 量 (トン)	容 量(m³)	換算係数 (ウ) (エ) = (イ) x (ウ)	(トン) (ア)+(エ)							
				課税標準となる重量							
合 ————————————————————————————————————											
備考											

- 注 1 「産業廃棄物の種類」欄には、鳥取県税条例施行規則別表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類を記載す ること。
 - 2 「換算係数」欄には、鳥取県税条例施行規則別表の右欄に定める換算係数を記載すること。

第80号様式(第69条関係)

産業廃棄物処分場税更正(決定) 通知書

加 算 金 決 定

 番
 号

 年
 月

 日

住 所

氏 名

様

法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

職氏名 印

次のとおり更正(決定)したので、小計 欄の額と延滞金 欄の額との合計額を同封の納入書(納付書)により納めてください。

課税	朝間			年	月分	から	;	年	月分ま	きで			
申告書提出期限		年	月	日	申告書	書提出年	月日			年	月		日
X	分	課税	標準とな	なる重量	İ	税	率		税			額	
更正(決定) 額				トン		1,000	円					円
既申告(更正・決	快定)額				トン		1,000	円					円
差引不足金額	(-)												円
X	分	基礎	とな	る税	額	割	合		加	算	金	額	
過少申告加	算 金				円			%					円
不申告加算	章 金				円			%					円
重 加 算	金				円			%					円
X	分				:	税	額	等					
小計 (+ -	+ +)												円
延 滞 :	金	不足金額	について	Ξ.	年 .	月日	日から約	内入 ((納付)の	日まて	の期間	引に応	じ、
									頁が2,000円 				
							. ,		し、年14.6 ロルマ 4 .5			•	
			書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの 間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を										
						•							
			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •					_	副合を加算				•
						,	公定步1	合に	年 4 パーセ	2ント(の割合	を加算	算し
		た割合))	の割合	で計算し	した金額	頁							
更正(決定)の	根拠法令	地方税法	第	条第		項							
指 定 納	期 限				年		月		日				

(教示)

この通知について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県産業廃棄物処分場税条例施行規則の廃止)

2 鳥取県産業廃棄物処分場税条例施行規則(平成15年鳥取県規則第3号。以下「旧産業廃棄物処分場税条例施 行規則」という。) は、廃止する。

(経過措置)

- 3 旧産業廃棄物処分場税条例施行規則の規定によりした手続その他の行為は、改正後の鳥取県税条例施行規則 (以下「新規則」という。)中の相当する規定によりした手続その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧産業廃棄物処分場税条例施行規則又は改正前の鳥取県税条例施行規則の規定に基 づき作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することがで きる。

48	平成16年12月28日	火曜日	鳥	取	県	公	報	(号外)第197号